主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人の上告趣意は刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

弁護人大堀誠一の上告趣意第一点は憲法違反を主張するけれども、その実質は刑 訴四一一条に該当する事由を主張するに帰し、また、同第二点は判例違反を主張す るけれども、原判決が所論の判例と相反する判断をしていないことは、原判文上極 めて明かであり、所論はその前提において失当であるから、いづれも適法な上告理 由にあたらない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められな い。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二八年二月一三日

最高裁判所第二小法廷

_		精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂			山	栗	裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官